斜里町
自治体DX推進計画

VER. 1.0

令和5年
斜里町　総務部 DX 推進室
斜里町　DX推進プロジェクトチーム

推進計画 ver.1.0 策定にあたって

デジタルって「面倒くさい」「大変そう」「よくわからない」「苦手」など、あまりいいイメージを持たれてない方も多いかもしれません。

しかし、2008 年に iPhone が日本で発売されて以来、スマートフォンは急速に普及し、いまや全体の世帯普及率は 202１年時点で 88.6%にもおよびます。本来の通信手段としてのみならず、ショッピング、電子決済、検索、動画閲覧、SNS、ゲーム等、日常生活の中で欠かせないものとなりつつあり、意識せずともデジタルの恩恵を受けています。

一方、国は、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応をきっかけに、他国と比較してデジタル化の遅れによって、迅速かつ横断的なデータ共有や活用ができなかった反省から、行政におけるデジタル化の促進が急務とし、全国の各自治体が行政サービスにデジタル技術を活用することで、業務効率化や情報共有の円滑化を図り、行政サービスの更なる向上を目指す方針を打ち出しました。

斜里町においても、この取組みを進めなければなりませんが、変革は業務やシステムの使い方、また町民生活にも変化をもたらすことも考えられ、少なからず抵抗感もあるかもしれません。しかし、先ほどのスマートフォンの例をとっても、これをきっかけに今一度業務を見つめ直し、技術を上手に活用すれば、日々の仕事や生活を、より便利に快適なものとするよい機会にもなりえます。

この先に記載された本文は少々長いですが、斜里町としてのデジタル利活用の方向性を示すものとなりますので、少しでも興味を持って読み進めていただけたら幸いです。

斜里町総務部 DX 推進室

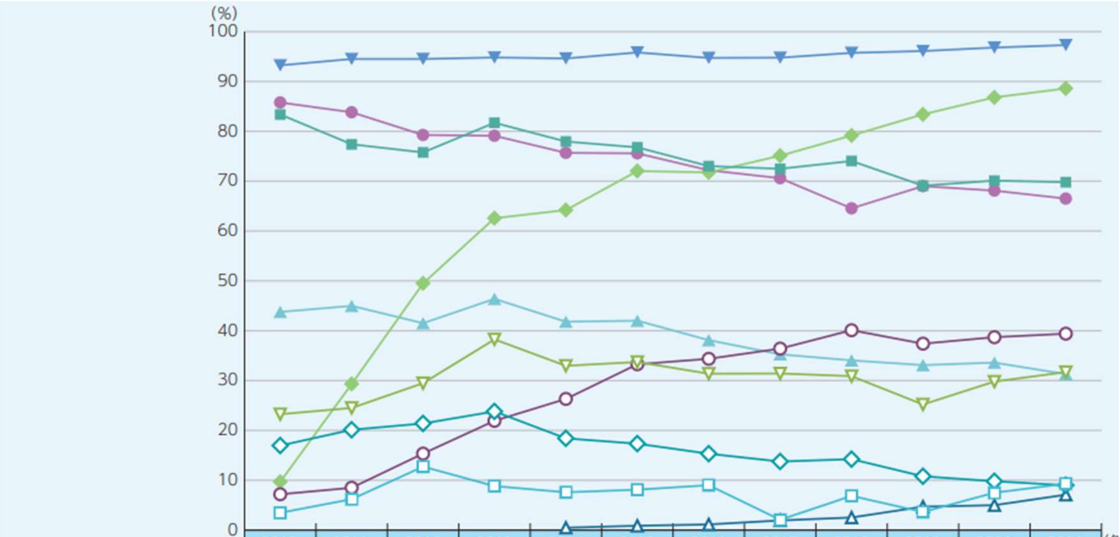

	2010 (n=22,271)	2011 (n=16,530)	2012 (n=20,418)	2013 (n=15,599)	2014 (n=16,529)	2015 (n=14,765)	2016 (n=17,040)	2017 (n=16,117)	2018 (n=16,255)	2019 (n=15,410)	2020 (n=17,345)	2021 (n=17,365)
固定電話	85.8	83.8	79.3	79.1	75.7	75.6	72.2	70.6	64.5	69.0	68.1	66.5
FAX	43.8	45.0	41.5	46.4	41.8	42.0	38.1	35.3	34.0	33.1	33.6	31.3
モバイル端末全体	93.2	94.5	94.5	94.8	94.6	95.8	94.7	94.8	95.7	96.1	96.8	97.3
スマートフォン	9.7	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4	86.8	88.6
パソコン	83.4	77.4	75.8	81.7	78.0	76.8	73.0	72.5	74.0	69.1	70.1	69.8
タブレット型端末	7.2	8.5	15.3	21.9	26.3	33.3	34.4	36.4	40.1	37.4	38.7	39.4
ウェアラブル端末	―	―	―	―	0.5	0.9	1.1	1.9	2.5	4.7	5.0	7.1
インターネットに接続できる家庭用テレビゲーム機	23.3	24.5	29.5	38.3	33.0	33.7	31.4	31.4	30.9	25.2	29.8	31.7
インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤー	17.0	20.1	21.4	23.8	18.4	17.3	15.3	13.8	14.2	10.8	9.8	9.0
その他インターネットに接続できる家電（スマート家電）等	3.5	6.2	12.7	8.8	7.6	8.1	9.0	2.1	6.9	3.6	7.5	9.3

（出典）総務省「通信利用動向調査」

情報通信機器の世帯保有率の推移　総務省 令和4年度版 情報通信白書 より

目次

1　はじめに 1

（１）計画策定の背景 1

(2) 検討の進め方 3

(3) DX 推進の方向性 4

(4) 計画の位置付け 6

2 自治体ＤＸに向けての基本方針 7

（１）多様なニーズに合わせた行政サービスのデザインを！ 7

（２）業務改革にもデジタルトランスフォーメーションの恩恵を！ 7

（３）情報セキュリティ対策をはじめとする内部からデジタル人材づくりを！ 7

(4) 斜里町からグローバルな発信・取組みができるデジタル環境作りを！ 7

3 推進体制 8

（１）推進体制の整備 8

（２）人材の確保・育成 8

4 取組み事項 9

（１）業務改革（Business Process Re-engineerling）の取組み推進 9

（２）庁内における DX 人材の育成 9

（３）柔軟な働き方の推進 9

（４）行政文書の電子化の推進、電子決裁の導入検討 9

（５）町全体への DX 浸透を意識した取り組み 10

（６）ＡＩ・ＲＰＡの活用による業務改善の推進 11

（７）自治体情報システムの標準化・共通化への着実な対応 12

（８）行政手続のオンライン化の推進 13

（９）情報セキュリティ対策の推進 15

（１０）社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への着実な対応 16
5　計画期間とスケジュールについて 16
（1）計画期間 16
（2）計画期間内の工程表 16

1 はじめに
(1)計画策定の背景

斜里町は、先人たちのたゆまぬ努力と英知によって築かれ、昭和 43 年（1968 年）9 月に制定された「町民憲章」の精神と「みどりと人間の調和を求めて」をスローガンにまちづくりを進めてきました。さらに、社会経済状況の変化とともに地方自治を取り巻く環境が大きく変わる中で、平和で安心・安全な明るいまち、健康で元気に暮らせる福祉のまち、産業の発展で活力あふれる豊かなまち、文化の香り高い楽しいまち、すなわち「さらに住みよいまち」へと発展させ、次世代に継承する必要があることから、平成 25 年（2013 年）3 月には「斜里町自治基本条例」を制定し、官民一体となり自治・町政・行政に取り組んでいます。

しかしながら、斜里町に限らず社会環境の変化により、以下のような多くの課題が浮かび上がってきています。これらの課題解決にあたって、デジタル技術の利活用が有効な解決手段の一つとなりえます。

大きな課題	生じる現象	緩和策の一例	適応策の一例
縮小社会	人口減少・少子高齢・人手不足	関係人口増、移住対策、子育て包括支援、外国人就労支援、地域おこし協力隊	高齢者支援、新たな域内交通、デジタル化、長寿命化、集約化、量から質へ、宿泊税等新たな財源導入、
無縁社会	地縁組織の弱体化・8050・孤独死・引きこもり・単身化	自治への全世代参加	相談・訪問活動、グループ活動支援、講座、デジタル技術の活用、重層的支援体制の整備
多様性社会	障がい者・外国人・LGBTQ など要配慮者の多様化・行政ニーズの多様化	地域コミュニティ	ユニバーサルサービス、デザイン導入、新たな社会参画機会の創出、パートナーシップ宣言、職員構成の多様化
グローバル化と日本の国際競争力低下	資材等の調達遅延、価格上昇・訪日、在留外国人の増加		共同調達・観光分野でのインバウンド受入、在留外国人の地縁組織への受入
気候変動	一次産業への影響・自然災害	脱炭素化、再エネ導入カーボンプライシング	魚種、作物転換・強靭化、減災防災対策

さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、デジタル技術を利活用したＷｅｂ会議やオンライン教育、テレワークやワーケーションなど、働き方やワーク・ライフ・バランスの変化を加速させ、社会全般に大きな影響をもたらしました。

一方、国においては、新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなどさまざまな課題が浮き彫りとなったこともあり、デジタル化の遅れに対して迅速に対処する方針を示しました。令和２年（2020 年）１２月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、「新たな日常」の原動力として、デジタル化の遅れへの対処や、制度や組織のあり方等をデジタル化に合わせて変革することを求めています。

具体的には、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、「自治体デジタルト

ランスフォーメーション（DX※1）推進計画」（以下「自治体DX推進計画」という。）を策定し、全国の自治体に対して、デジタル社会の構築に向けた取り組みを着実に進めるよう求めました。

※1 デジタルトランスフォーメーション（DX）

新たなデジタル技術の導入により、地域における様々な課題の解決や社会経済活動の発展を促して、より良い社会に変革していくこと。

斜里町では、業務の効率化・働き方の改革が求められる中、デジタル技術を効果的に利活用できていない状況は喫緊の課題です。そこで、デジタル技術を活用して町民の利便性を向上させつつ、町民一人ひとりの生活に寄り添った行政サービスを提供するため、また、役場内においては、デジタル技術による業務の効率化を図り、住民サービスの持続的かつ発展的に提供し続けられるような環境の構築に向け、行政改革を見据えた次期「第7次斜里町総合計画」（令和6年度～）に先行し、ＤＸ全体方針を定め斜里町ＤＸ推進計画を策定し進めることとしました。

これにともない、斜里町DX推進計画の策定に向け、令和4年（2022年）4月から庁内ＤＸ推進プロジェクトチームを立ち上げ、情報収集や現状分析を進めるとともに、方向性を打ち出すこととしました。さらに同年8月にはDX担当地域おこし協力隊員、10月にはDX担当地域活性化起業人を迎え、総務部内にDX推進室を設置し、DX推進体制を整備しました。

本計画は斜里町DX推進プロジェクトチームにおいて令和4年9月にとりまとめた「斜里町DX推進方針」をベースにとして、推進室内でのその後の検討を重ね、斜里町DX推進計画として取りまとめたものです。

(2)検討の進め方

デジタル・ガバメント実行計画ではデジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、「多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～ 」が掲げられています。

国・地方の行政が、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出する DX を実現するなど、利用者目線の改革を進めていくことを必要としています。つまり、DX においては、単に新たな技術を導入するのではなく、デジタル技術やデータも活用して、個別の業務プロセスのうちの一部のデジタル化に止まることなく、利用者目線で、業務の効率化・改善等を行うとともに、行政サービスに係る住民の利便性の向上につなげていくことが求められることになります。このことを念頭に、斜里町としては国から提示された全体手順書に沿って、以下のステップで検討を進めています。

STEP0	DX の認識共有・機運醸成（R4.04～）	・DX の実現に向け、首長や幹部職員によるトップダウン ・座長から一般職員まで、DX の基礎的な共通理解の形成、実践意識の醸成。 ・DX 推進プロジェクト T 立上げ ・情報収集や現状把握 ・庁内における BPR 意識の醸成
STEP1	全体方針の決定（R4.08～10）	・方向性の決定・広く周知・共有 ・DX 推進のビジョンを描く ・工程の作成
STEP2	推進体制の整備（R4.09～　）	・全庁的・横断的な推進体制の構築。各業務担当部門と緊密に連携する体制が重要 ・DX 推進室設置 ・各部門の役割に見合ったデジタル人材が配置されるよう、人材育成・地域おこし協力隊、地域活性化起業人等の外部人材の活用 ・一般職員も含めて、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等

		を設定した体系的な育成方針を作成し、研修等を組み合わせて育成
STEP3	DX の取組みの実行（R4.10～）	・基本・実施計画の策定・実行 ・「PDCA、もしくは ODDA」サイクルによる進捗管理 ・柔軟で速やかな意思決定

(3)DX 推進の方向性

国の掲げるデジタル田園都市国家構想※2 を踏まえるとともに、デジタル技術の活用によって、省力化、効率化を進め、「**職員、町民双方にとっての楽、早、安・便利の実現**」を目指します。また、必ず問われるいわゆるデジタル弱者に対するケアについて、説得力のある説明ができるよう、DX 推進の検討過程において、十分に留意・配慮します。

また、国から打ち出された取組み事項※3 について推進フェーズを庁内・地域とわけて進めることで、着実に町内の DX 化が実現できるよう推進します。

PHASE1 令和 4 年 開始	庁内・行政における DX 推進に関わる議論整理、具体的検討	・庁内のデジタル化・職員の ICT リテラシー向上等 ・住民サービスのデジタル化 ・行政サービス改革
PHASE2 令和 5 年 開始	基幹産業、公共交通、防災、地縁団体等の地域全体の DX 推進	・戦略策定 ・具体的にはフェーズ開始後

※2 デジタル田園都市国家構想

デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現するという構想。デジタルの力を全面的に活用し「地域の個性と豊かさ」を生かしつつ、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備え、「心豊かな暮らし」（Well-being）と「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）の実現を目指す。（ビジネス＋ＩＴより抜粋）

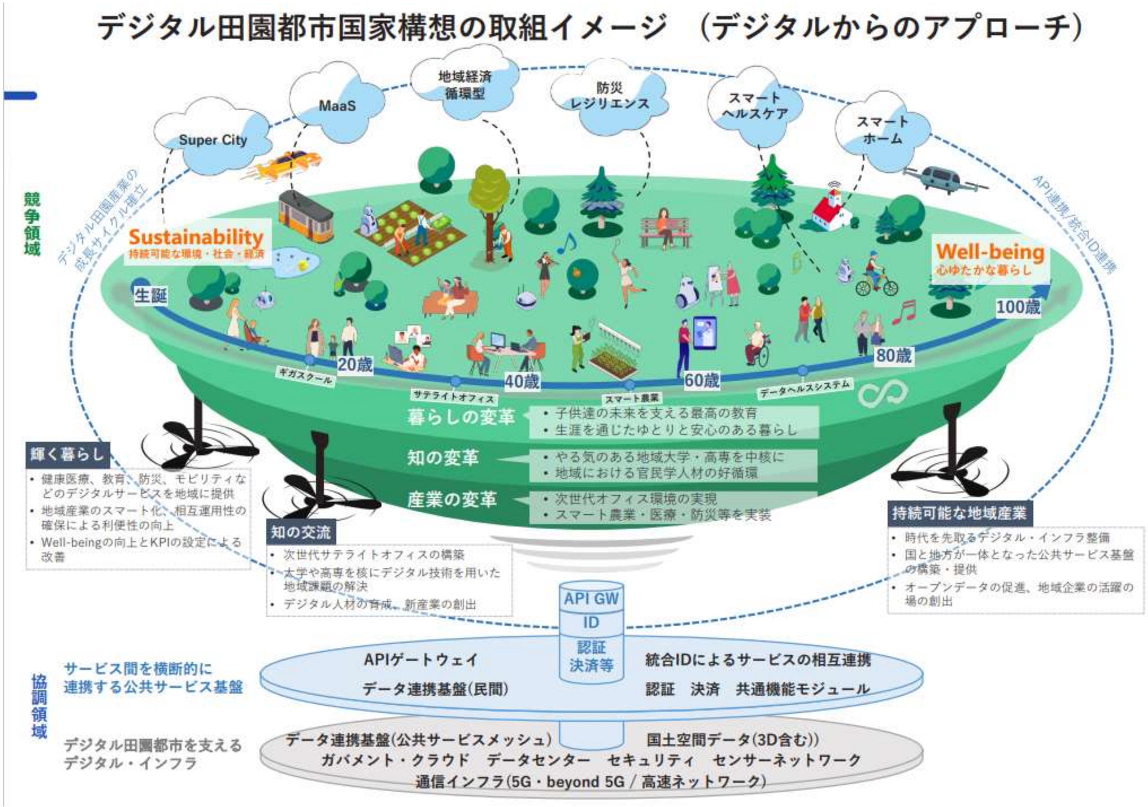

※3 国の打ち出す取組み事項

【重点取組み事項】

・自治体情報システムの標準化・共通化　・行政手続のオンライン化

・マイナンバーカードの普及促進　・テレワークの推進

・AI・RPA※4,5 の利用推進　・セキュリティ対策の徹底

【自治体 DX の取組みとあわせて取り組むべき事項】

・地域社会のデジタル化　・デジタルディバイド対策

【その他】

・BPR の取組みの徹底　・官民データ活用推進計画策定の推進

・オープンデータの推進

※4 Artificial Intelligence の略であり、人間が行う高度に知的な作業や、判断をコンピュータ中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。ＡＩ技術には、画像認識、音声認識、自然言語処理、機械学習等が含まれる。

※5 Robotic Process Automation の略であり、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。表計算ソフトや業務システムを利用する業務プロセスを自動化できる。

（4）計画の位置付け

令和３年７月に国が示した自治体 DX 推進手順書における自治体ＤＸ推進のための全体方針とその方針に基づいて、自治体 DX 推進を図るための計画として位置付けます。

斜里町では情報化について、全町的に整備の進んだブロードバンドサービスを教育、産業、交通など、さまざまな分野に活用し、コロナ後の新たな暮らしのスタイルの確立を目指すとともに、行政サービスにおいてもデジタル技術の活用を加速化し、行政手続きのオンラインや電子処理、ネット発信の強化、キャッシュレス決済への対応等に取り組み、サービスの向上と効率化に取り組んでいます。

これまでの取組みを踏まえて、斜里町の DX ビジョン等を明確にする観点からの DX 取組みに関する全体方針を定めたもので、令和５年度末に策定予定の「第７次総合計画」に反映される計画とします。

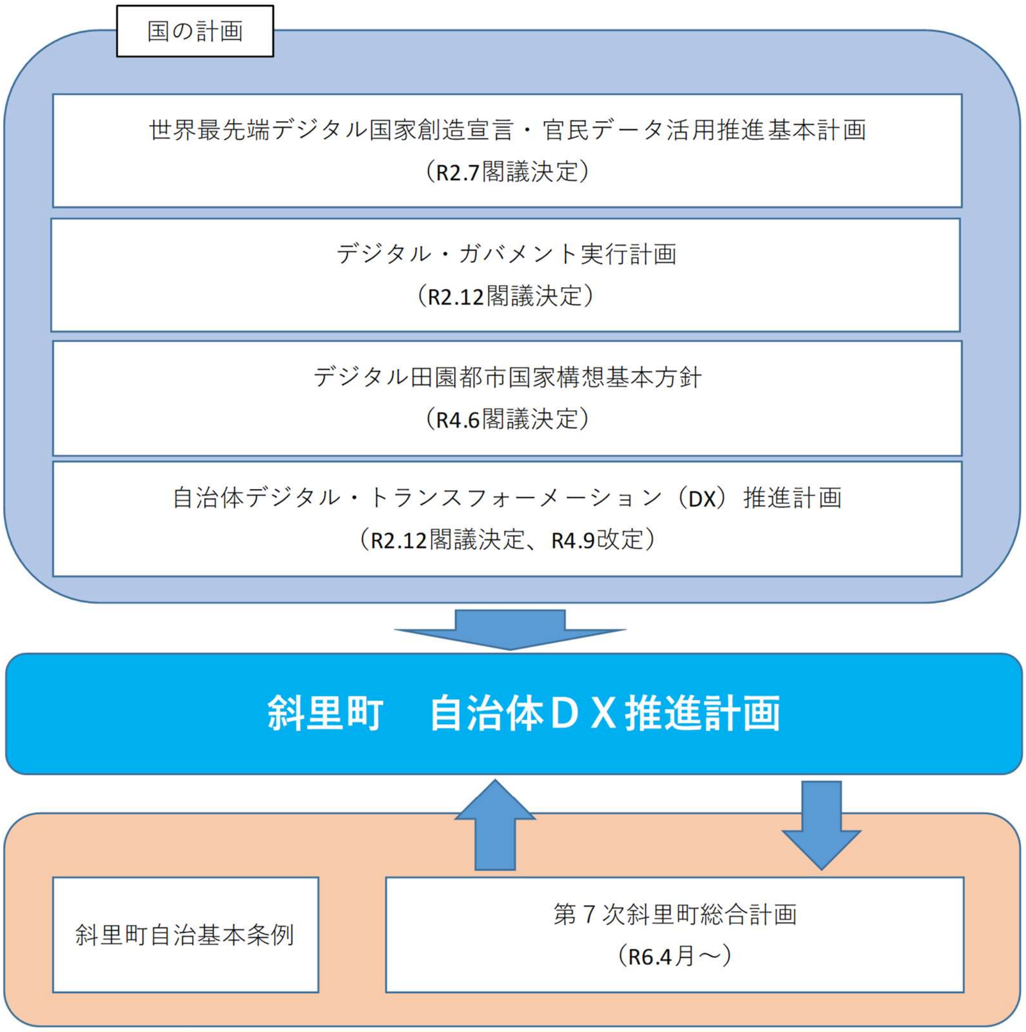

2 自治体DXに向けての基本方針

目　標

「一人ひとりの価値を大切にするデジタル社会のデザイン」

(1)多様なニーズに合わせた行政サービスのデザインを！

町民の利便性に資するデジタル技術の活用を利用者目線で推進します。一方、デジタル技術の進展に対応することが難しい町民がいることも念頭において、対面による窓口対応の重要性も考慮していきます。

(2)業務改革にもデジタルトランスフォーメーションの恩恵を！

デジタル技術の導入自体が目的とならないよう、DX の視点で業務を見直し、業務生産性の向上を推進します。ICT 利活用による業務効率化で生まれた時間を町民からの相談や電話対応といった直接的な行政サービスや施策の企画立案など新しい価値を生み出すような業務に注力する体制を目指します。

(3)情報セキュリティ対策をはじめとする内部からデジタル人材づくりを！

デジタル社会に対応した情報セキュリティのさらなる強化に努め、デジタル観点からの人材育成に取り組むことで職員の ICT リテラシーを向上させ、常に安全な行政サービスの提供が可能な環境を確保していきます。

(4)斜里町からグローバルな発信・取組みができるデジタル環境づくりを！

デジタル技術を利活用した地域社会の発展を推進し、生活の利便性が実感できるとともに、官民連携を強化し積極的にグローバルな情報発信に取り組むことでインバウンド等による経済効果を創出し、「地域の魅力が向上する」社会の実現を目指します。

３ 推進体制

(1)推進体制の整備

ＤＸの推進について、国の「自治体 DX 推進手順書」等を参考に町長をトップとした全庁的・横断的な推進体制を整備するとともに、民間など外部からのデジタル化に対する専門人材を活用して 計画的に取組みを進めます。

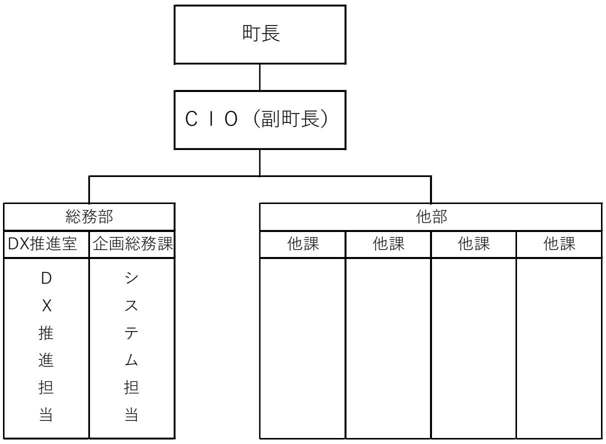

(2)人材の確保・育成

○外部人材の活用

全庁的な ICT の活用に関しては人材の確保が課題であり、内部の人材だけでは十分な能力や経験を持つ職員を各部門の役割に見合ったデジタル人材として配置することは難しい状況があります。

そのため、CIO(*6) へのアドバイザーとして地域おこし協力隊や地域活性化起業人制度等を活用し外部の専門人材を登用し、本方針で掲げるビジョンの実現に向けた取組みを進めていきます。

また、ICT 導入の妥当性評価等を行うコンサルタントとして、ICT の知見を有する専門人材を活用していきます。

(*6)「Chief Information Officer」の略称で一般的に最高情報責任者と訳される。本町においては副町長がその役割を担う。

○人材の育成

デジタルを活用した行政サービスや業務効率化のためには、既存の業務を見直すための考え方やデジタル技術に関する知識・スキルが必要です。必要な知識・スキルの習得に向けた研修を実施するとともに、庁内で成功事例を生み出し、横展開していく等の取組みにより、ICT を使いこなすことができる人材を着実に増やしていくことを目指します。

4 取組み事項

(1)業務改革(Business Process Re-engineerling)の取組み推進

デジタル技術の活用は業務改革のための手法であり、デジタル化自体が目的ではありません。従事する業務のあり方を日々見つめなおし、デジタル技術を含む様々な手法を活用して業務改革を図ろうとする姿勢が大切です。その一方で、仕事に集中すればするほど、本来の仕事の目的や価値といったものを見失ったり、目先に関心が集まりやすくなりがちです。

町民サービスの向上や行政運営の効率化を進める環境を整備するため、庁内での業務内容や業務フロー、組織構造などを役場全体で根本的に再構築する「業務プロセスの改革」を推進します。これは、業務そのものをスムーズに行うのではなく、ゼロベースから見直し、重複している無駄な作業を排除するなど、すでに根付いているルールやシステムを最適化することで生産性を向上させ、町民の多様なニーズに応えることができる組織を目指します。

(2)庁内における DX 人材の育成

庁内において DX 推進のためには、前述の BPR の考え方やデジタル技術に関する知識・スキルを身につけた内部人材の育成が必要です。人材育成のための若手職員を対象とした研修機会「IT 塾」を創設し、リスキリングを図るとともに、研修修了者の資格取得（IT パスポート等）に対する支援体制を整えます。また、管理職も含めた全世代に対し、外部人材による研修や、各種オンライン研修の受講等を積極的に取り入れ、職員一人一人がデジタルを手法の一つとして能動的に業務改革を推進する機運を高めるための情報発信・共有を行います。

(3)柔軟な働き方の推進

町職員が仕事と生活のバランスを取りつつ十分に能力が発揮でき、あわせて職員一人ひとりの強みが活かせる仕事環境の整備について検討する必要があります。仕事環境を支える労務管理や庶務部門の DX 推進によって業務効率化と職員の負担軽減を図ります。

また、在宅勤務をはじめとしたテレワークは、ICT 活用により時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の一つとされています。テレワークや職場のフリーアドレス化など、ICT の活用によって多様な働き方を選択できる職場環境の実現を目指し、庁内関係各課による協議、実証実験による検証等を実施し、導入に向けた検討を進めていきます。

(4)行政文書の電子化の推進、電子決裁の導入検討

現在、本庁における行政文書の大半は紙媒体を正本としていますが、その管理や保存に多くの労力と場所を要し、環境的な負荷もかかるという課題があります。国は行政文書を電子的に管理することを原則とする方針を打ち出しており、本庁においてもペーパーレス化や電子化は避けられません。より適切かつ効率的に文書管理業務を行うために、電子データの適正な処理及び管理の方法を確立し、文書の電子化を推進します。また、意思決定の迅速化及び効率化を図るために、電子決裁の導入につ

いてもあわせて検討していきます。

(5)町全体へのDX浸透を意識した取り組み

当町が目標とする「一人ひとりの価値を大切にするデジタル社会の実現」のためには、町民一人ひとり、町内各事業者のDX推進に対する理解を得る必要があります。DX推進と情報格差(デジタルディバイド)対策は車の両輪のような関係にあります。

情報格差(デジタルディバイド)とはインターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のことです。自治体DXに関する取組みについては、年齢、障がいの有無、性別、国籍等により、情報格差が生じないよう配慮することが重要です。スマートフォン等デジタル端末の基本的操作を学ぶ高齢者向け教室の実施や、ICT 導入に関する町内事業者向けオンライン、対面相談窓口の開設等に取り組みます。また、北海道や他自治体において実施している情報格差対策に関する取組みなどについて情報収集し、必要な取組みについて検討します。

また、技術の進展により、個々人がコンピュータを使いこなす能力を身につけなくても町への申請をより簡単に行うことができるような、操作性が高く、分かりやすい仕組みにより格差が解消できる可能性があります。様々な技術の動向を注視しながら、個別の案件ごとに費用対効果等を十分に検討した上で導入の可否について判断をしていきます。

（６）AI・RPAの活用による業務改善の推進

本格的な人口減少社会となる 2040 年頃を見据え、人的資源を本来注力するべき業務に振り向け、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくため、AI や RPA などのデジタル技術を今後積極的に活用すべきとされています。また、AI・RPA の活用においては、既存の業務プロセスを前提とするのではなく、業務そのものの必要性の検討や業務プロセスの徹底した見直しを行った上で、AI・RPA を導入することが重要となります。

少子高齢化が深刻化する中、自治体でも労働人口減少の傾向は顕著であり、対応しなくてはならない業務が年々増え続ける状況下で、職員数の減少傾向が進めば行政サービスの維持が困難になります。この状況下において、本方針にも掲げる自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等の対応を行う中で、業務効率化の効果が見込まれる業務について AI・RPA 等のツールを有効活用することも視野に入れ、業務プロセスを検討していきます。

〈地方公共団体の総職員数の推移（平成6年～令和4年）〉

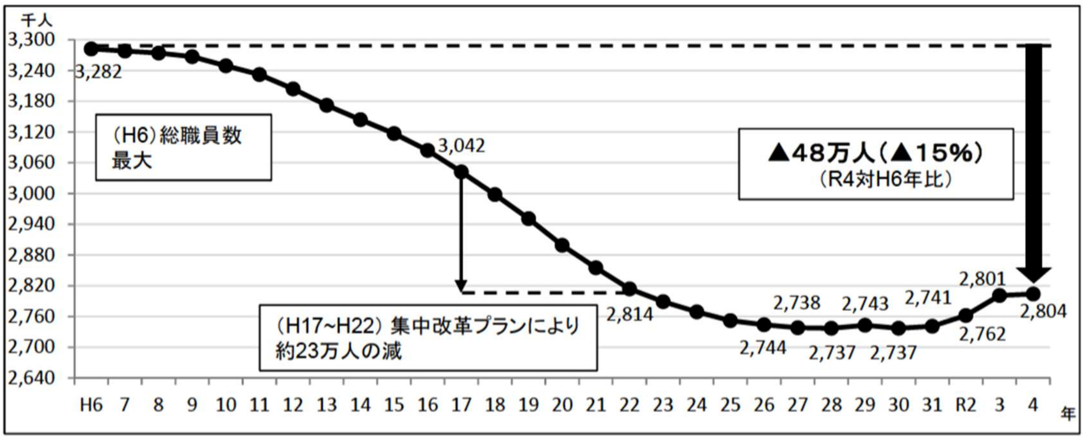

（総務省「地方公共団体の総職員数の推移(平成６年～令和４年)」

（総務省資料「自治体におけるＲＰＡ導入のすすめ（令和３年１月)」から抜粋）

（7）自治体情報システムの標準化・共通化への着実な対応

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第 40 号）において、標準化対象の事務の処理に係る情報システムは、国が定める標準化基準に適合しなければならないこととされています。さらに、自治体は、国による全国的なクラウド活用の環境の整備状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めることとされており、現在デジタル庁を中心として「ガバメントクラウド」の構築に向けて取組みが進められています。

自治体 DX 推進計画において、国は標準準拠システムへの移行の目標時期を令和７年度としています。斜里町においても、国の定める目標時期に向けて、国から指定された業務の標準準拠システムへの移行やクラウド活用の検討を進めることで、情報システムの調達や維持管理・法令改正対応等の業務の簡素化を目指していきます。また、標準準拠システムに沿った標準の業務フローを参考に、担当部署ごとに各種業務フローの見直しを進め、さらなる業務の効率化につなげていきます。

標準化対象事務・ガバメントクラウドの活用が検討されている業務システム（下図の赤枠で囲われた業務）

（参考：デジタル庁資料「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）（令和３年 12 月）」から抜粋）

(8)行政手続のオンライン化の推進

行政手続のオンライン化については、「デジタル行政推進法(※7)」において、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠な「デジタル３原則(※8)」が基本原則として明確化され、国の行政手続のオンライン化実施が原則とされるとともに、自治体においても行政手続のオンライン化実施に取り組むことが努力義務とされています。

また、国では令和４年度末には、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指してマイナンバーカードの普及に取り組んでおり、マイナポータルからマイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化の仕組みを普及させる取組みを推進しています。

本町では、マイナポータル活用に取り組むほか、国から提示の「住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続一覧」から、町民の利便性向上と事務作業の効率化を目指し、費用対効果、町民ニーズなどを手続ごとに確認しながら、行政手続のオンライン化を推進していきます。

またオンラインでの手続きを完結させる上で不可欠となる手続き手数料等のキャッシュレス決済を導入します。

さらに、自治体情報システムの標準化・共通化と行政手続きのオンライン化は、単に新たなシステムの導入や更新にとどまるものではありません。行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存といった業務の内容や流れを見直し、デジタル化の効果がより発揮されるよう取り組んでいきます。

(※7) いわゆる「デジタル手続法（令和元年法律第 16 号)」による改正後の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号)」をいう。

(※8) ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現することをいう。

○ マイナポータル対象手続一覧（自治体ＤＸ計画より）

○オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続一覧（デジタル・ガバメント実行計画より）

No.	対象手続	備考
1	図書館の図書貸出予約等	オンライン化済
2	文化･スポーツ施設等の利用予約	
3	研修･講習･各種イベント等の申込	
4	地方税申告手続（eLTAX）	オンライン化済
5	自動車税環境性能割の申告納付	
6	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	
7	自動車税住所変更届	
8	水道使用開始届等	検討中
9	港湾関係手続	検討中
10	道路占用許可申請等	検討中
11	道路使用許可の申請	検討中
12	自動車の保管場所証明の申請	
13	駐車の許可の申請	
14	建築確認	
15	粗大ごみ収集の申込	
16	産業廃棄物の処理、運搬の実績報告	
17	犬の登録申請、死亡届	検討中
18	感染症調査報告	
19	職員採用試験申込	
20	就業構造基本調査	
21	入札参加資格審査申請等	
22	入札	
23	衆議院･参議院選挙の不在者投票用紙等の請求	オンライン化済み
24	消防法令における申請･届出等	

（9）情報セキュリティ対策の推進

ICT の利活用を推進する上では、さまざまなツールの利用やインターネット経由でのオンライン手続き等の機会が大幅に増加することが想定され、これまで以上に情報セキュリティを意識した対応をしなければなりません。また年々巧妙化し、複雑化しているサイバー攻撃への対応も求められています。ゼロデイ攻撃(※9)を含め、リスクの共有とその低減に努めます。

国で検討されている「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定や最新のサイバーセキュリティ技術の動向を踏まえ、適切に情報セキュリティポリシーの見直しを行い、対策を進めます。

また各部署が自治体 DX 推進に取り組む中で、職員の情報セキュリティに対する意識を向上させるとともに、計画的な育成カリキュラムを通じてデジタル人材を育成し、更なる役場内の IT リテラシー向上に努めます。

（※9）ゼロデイ攻撃

OS やソフトウエアの脆弱性を修正するパッチが配布される前に、その脆弱性を悪用したサイバー攻撃のこと。

(10)社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への着実な対応

国はＤＸ推進計画において「マイナンバーカードの普及促進」を重点取組み事項の一つとしており、令和４年度末を目指してほぼ全国民に行き渡ることを目指すとしています。また、運転免許証との一体化やスマートフォンへの機能（電子証明書）搭載など、制度の活用も検討されています。

しかしながら、従前より本町ではマイナンバー制度への対応については、国が示す活用策等について個人情報の保護を第一として慎重に検討し、町民の利便性向上につながるもの等については周知・対応等を行っているところです。引き続き同様の対応を基本とし、行政サービスの向上につながるよう慎重に対応していきます。

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和4年12月末時点）

○ 団体区分別

区分	人口（R4.1.1時点）	交付枚数	人口に対する交付枚数率
全国	125,927,902	71,905,789	57.1%
指定都市	27,484,780	16,043,067	58.4%
特別区・市（指定都市を除く）	87,897,927	49,889,684	56.8%
町村	10,545,195	5,973,038	56.6%

5 計画期間とスケジュールについて

(1)計画期間

本計画（VER1.0）の計画期間は、国の基幹業務システムの統一・標準化の目標と整合性を図るため、令和７年度末までとします。

(2)計画期間内の工程表

国は、令和７年度末までの地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化を目標としています。斜里町としても、外部の専門人材等による助言を受けながら、国が検討を進める自治体情報システムの標準化・共通化、ガバメントクラウドの整備状況、またマイナンバーカードの普及状況等の最新動向を踏まえて、令和７年度末までの作業スケジュールを別表の通り想定しています。

当面は、BPR の普及や徹底、人材育成等、基盤となる改革、機運醸成に注力し、庁舎内、行政業務を中心とした DX 推進に取り組みつつ､順次町内全体に関わる展開に拡大していくこととします。

業務全般の作業工程表

取組内容			令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	項目	詳細	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
BPRの普及、徹底	調査	各課ヒアリング・情報収集																
	業務改革	改善・効率化・省力化																
DX人材の育成	人材育成（若年層）	斜里町IT塾																
	人材育成（ミドル）	各種研修																
	人材育成（管理職）	各種研修																
柔軟な働き方の推進	テレワークの普及	運用及び拡張																
	ワーケーション	検討																
	フレックスタイム	検討																
行政文書の電子化の推進・電子決裁の導入検討	調査	視察・成功事例収集																
	導入検討	必要に応じて予算化																
町全体のDX	デジタル田園都市計画策定	策定委員会																
	デジタル田園都市国家構想	申請等																
AI-OCR、RPA（ノーコード・ローコード導入検討含む）利用促進	利用調査	利用促進																
	運用	運用及び拡張																
自治体システムの標準化	RFI&RFP	情報収集																
	FiT&Gap	各課調査・ヒアリング																
	シフト＆リフト	本稼働																
行政手続きのオンライン化	マイナポータル	稼働																
	その他申請業務	導入検討																
情報セキュリティ対策の推進	セキュリティポリシー	改定・説明会																
その他横断的な取り組み	WT/PTの発足																	

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

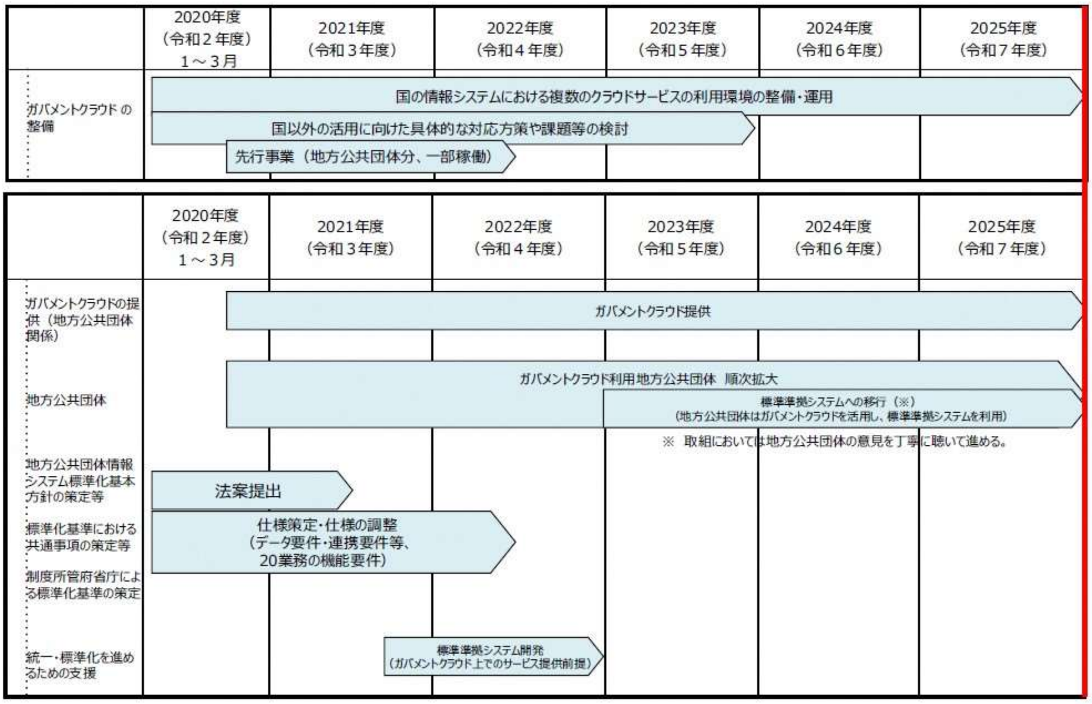

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和３年１２月２４日閣議決定）をもとに作成

（参考：デジタル庁資料「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）（令和３年 12 月）」から抜粋）